

宗 像 市 ・ 玄 海 町 課 題 調 整 案

[様 式 2]

協議項目第12号 介護保険事業の取扱い

調 整 内 容	<p>(調整案) 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、玄海町は合併の日の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。 介護認定審査会については、新市において福岡町と共同設置する。なお、宗像市・福岡町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止する。 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料を定める。 保険料の賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。 保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p>
---------	---

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																																																																
<p>1. 運営 宗像市が保険者となり運営</p> <p>2. 介護認定審査会 福岡町と共同設置(10合議体) (地方自治法による機関の共同設置)</p> <p>3. 保険料</p> <p>(1) 第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料率</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>老齢福祉年金受給者等</td> <td>基準額×0.5</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税</td> <td>基準額×0.75</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が住民税非課税</td> <td>基準額</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満</td> <td>基準額×1.25</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上</td> <td>基準額×1.5</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 第3段階が基準保険料</p> <p>(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者) 第2号被保険者の保険料は、給与(標準報酬月額)と各医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じて算定されます。</p> <p>第2号被保険者保険料率(国民健康保険加入者)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	対象者	保険料率	保険料	第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,500円	第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,250円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	3,000円	第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	3,750円	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	4,500円	区分	保険料率	所得割	0.70%	均等割	8,200円	限度額	70,000円	<p>1. 運営 福岡県介護保険広域連合で運営</p> <p>2. 介護認定審査会 連合宗像支部で実施(3合議体) (玄海町、津屋崎町、大島村で支部結成)</p> <p>3. 保険料</p> <p>(1) 第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料率</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>老齢福祉年金受給者等</td> <td>基準額×0.5</td> <td>1,454円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税</td> <td>基準額×0.75</td> <td>2,181円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が住民税非課税</td> <td>基準額</td> <td>2,908円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満</td> <td>基準額×1.25</td> <td>3,635円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上</td> <td>基準額×1.5</td> <td>4,362円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 第3段階が基準保険料</p> <p>(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者) 第2号被保険者の保険料は、給与(標準報酬月額)と各医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じて算定されます。</p> <p>第2号被保険者保険料率(国民健康保険加入者)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>0.80%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	段階	対象者	保険料率	保険料	第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,454円	第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,181円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	2,908円	第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	3,635円	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	4,362円	区分	保険料率	所得割	0.80%	均等割	9,000円	限度額	70,000円	<p>介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。なお、玄海町は合併の日の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。</p> <p>介護認定審査会については、新市において福岡町と共同設置する。なお、宗像市・福岡町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止する。</p> <p>第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料を定める。</p>
段階	対象者	保険料率	保険料																																																															
第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,500円																																																															
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,250円																																																															
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	3,000円																																																															
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	3,750円																																																															
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	4,500円																																																															
区分	保険料率																																																																	
所得割	0.70%																																																																	
均等割	8,200円																																																																	
限度額	70,000円																																																																	
段階	対象者	保険料率	保険料																																																															
第1段階	老齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	1,454円																																																															
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,181円																																																															
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	2,908円																																																															
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	3,635円																																																															
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	4,362円																																																															
区分	保険料率																																																																	
所得割	0.80%																																																																	
均等割	9,000円																																																																	
限度額	70,000円																																																																	

宗 像 市 ・ 玄 海 町 課 題 調 整 案

[様 式 2]

協議項目第12号 介護保険事業の取扱い

調 整 内 容

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																																																															
<p>4. 保険料の賦課期日・納期</p> <p>(1) 賦課期日 毎年度4月1日</p> <p>(2) 納期</p> <p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <table border="0"> <tr><td>第1期</td><td>6月1日から</td><td>同月30日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>12月1日から</td><td>同月28日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>2月1日から</td><td>同月末日まで</td></tr> </table> <p>第1号被保険者(特別徴収) 年金額一定額以上の者は、年金支給時</p> <p>第2号被保険者 健康保険組合加入者 本人が加入している医療保険ごとに、健康保険料納付時</p> <p>国民健康保険加入者 国民健康保険税納付時</p> <p>5. 保険給付の内容</p> <p>(1) 在宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問看護(居宅における介護) 訪問リハビリテーション(居宅における機能訓練) 訪問入浴介護(入浴の介助) 居宅療養管理指導(医師等による療養上の管理や指導) 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護) グループホーム(痴呆対応型共同生活介護) 特定施設入所者生活介護(ケアハウスなどでの介護) 福祉用具貸与・購入費の支給 住宅改修費の支給 介護サービス計画の作成 	第1期	6月1日から	同月30日まで	第2期	8月1日から	同月31日まで	第3期	10月1日から	同月31日まで	第4期	12月1日から	同月28日まで	第5期	2月1日から	同月末日まで	<p>4. 保険料の賦課期日・納期</p> <p>(1) 賦課期日 毎年度4月1日</p> <p>(2) 納期</p> <p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <table border="0"> <tr><td>第1期</td><td>8月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>9月1日から</td><td>同月30日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>10月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>11月1日から</td><td>同月30日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>12月1日から</td><td>同月28日まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>1月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>2月1日から</td><td>同月末日まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>3月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> </table> <p>第1号被保険者(特別徴収) 年金額一定額以上の者は、年金支給時</p> <p>第2号被保険者 健康保険組合加入者 本人が加入している医療保険ごとに、健康保険料納付時</p> <p>国民健康保険加入者 国民健康保険税納付時</p> <p>5. 保険給付の内容</p> <p>(1) 在宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問看護(居宅における介護) 訪問リハビリテーション(居宅における機能訓練) 訪問入浴介護(入浴の介助) 居宅療養管理指導(医師等による療養上の管理や指導) 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護) グループホーム(痴呆対応型共同生活介護) 特定施設入所者生活介護(ケアハウスなどでの介護) 福祉用具貸与・購入費の支給 住宅改修費の支給 介護サービス計画の作成 	第1期	8月1日から	同月31日まで	第2期	9月1日から	同月30日まで	第3期	10月1日から	同月31日まで	第4期	11月1日から	同月30日まで	第5期	12月1日から	同月28日まで	第6期	1月1日から	同月31日まで	第7期	2月1日から	同月末日まで	第8期	3月1日から	同月31日まで	<p>保険料の賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。</p> <table border="0"> <tr><td>第1期</td><td>6月1日から</td><td>同月30日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>7月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>8月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>9月1日から</td><td>同月30日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>10月1日から</td><td>同月31日まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>11月1日から</td><td>同月30日まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>12月1日から</td><td>同月28日まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>1月4日から</td><td>同月31日まで</td></tr> </table> <p>保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。</p>	第1期	6月1日から	同月30日まで	第2期	7月1日から	同月31日まで	第3期	8月1日から	同月31日まで	第4期	9月1日から	同月30日まで	第5期	10月1日から	同月31日まで	第6期	11月1日から	同月30日まで	第7期	12月1日から	同月28日まで	第8期	1月4日から	同月31日まで
第1期	6月1日から	同月30日まで																																																															
第2期	8月1日から	同月31日まで																																																															
第3期	10月1日から	同月31日まで																																																															
第4期	12月1日から	同月28日まで																																																															
第5期	2月1日から	同月末日まで																																																															
第1期	8月1日から	同月31日まで																																																															
第2期	9月1日から	同月30日まで																																																															
第3期	10月1日から	同月31日まで																																																															
第4期	11月1日から	同月30日まで																																																															
第5期	12月1日から	同月28日まで																																																															
第6期	1月1日から	同月31日まで																																																															
第7期	2月1日から	同月末日まで																																																															
第8期	3月1日から	同月31日まで																																																															
第1期	6月1日から	同月30日まで																																																															
第2期	7月1日から	同月31日まで																																																															
第3期	8月1日から	同月31日まで																																																															
第4期	9月1日から	同月30日まで																																																															
第5期	10月1日から	同月31日まで																																																															
第6期	11月1日から	同月30日まで																																																															
第7期	12月1日から	同月28日まで																																																															
第8期	1月4日から	同月31日まで																																																															

宗 像 市 ・ 玄 海 町 課 題 調 整 案

[様 式 2]

協議項目第12号 介護保険事業の取扱い

調 整 内 容	
---------	--

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>(2) 施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養型病床群等）</p> <p>6. 介護保険運営協議会 (1) 構成 以下の者のうちから15名以内で組織 被保険者を代表するもの 介護に関し学識又は経験を有する者 介護サービスに関する事業に従事する者</p> <p>(2) 任期 2年</p>	<p>(2) 施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養型病床群等）</p> <p>6. 介護保険運営協議会 (1) 本部 福岡県介護保険広域連合運営協議会 (2) 支部 福岡県介護保険広域連合宗像支部運営委員会</p>	<p>介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p>